

## 第2回長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会 議事録

日 時 令和元年7月22日（月）

13：15～16：15分

場 所 県長野保健福祉事務所

3階303号会議室

### 1 開 会

#### ○松原企画幹

定刻となりましたので、ただいまから第2回長野県社会福祉審議会、障がい者権利擁護専門分科会を開会いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、健康福祉部障がい者支援課の松原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大月健康福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○大月健康福祉部長

#### ○事務局

本日の出席者は出席者名簿のとおりでございますが、中村委員、綿貫委員がご都合により欠席されまして、委員10名中8名のご出席をいただいておりますのでご報告させていただきます。

続きまして、第1回の専門分科会に欠席されました3名の委員の皆様より、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。なお恐縮でございますが、時間の関係上、自己紹介は、お一人1分以内をお願いいたします。

それでは出席者名簿順に、青木委員からお願いいたします。

#### ○青木委員

青木寛文と申します。長野で弁護士をしております。

弁護士会活動の中で、この障がい者関係のことについて携わることが多かったということでこの場に来ております。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

長野大学社会福祉学部の伊藤でございます。私、2002年より大学の教員をしておりますけれども、それまでは神奈川県総合リハビリテーションセンターというところの、現場でずっと勤めておりました。

わずかながらではございますが、お役に立てればと思っただけで参加しております。よろしくお願ひいたします。

○事務局

福岡委員、お願ひいたします。

○福岡委員

ここには、前自立支援協議会会長となっておりますが、この6月まで県の自立支援協議会の会長を務めさせていただいておりました。よろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、会議事項に入ります前に資料の確認をお願いいたします。あらかじめお送りさせていただきました資料は、資料1と資料3でございます。資料2の当事者団体、関係団体等、意見聴取結果につきましては、内容に関する団体の皆様の確認が済みしましたので、本日、資料としてお付けしてございます。

また資料2の5ページ、最終ページでございますけれども、そちらのほうの意見聴取予定団体等についてというペーパーも追加で配付をさせていただいております。

なお、参考資料として、平成24年11月22日に報告のありました「長野県障がいのある人もない人もともに生きる社会を目指す」研究会の報告書、及び、共生社会づくりに関する意見募集のリーフレットを合わせてお配りしてございます。

資料は以上となりますが、不足等ございましたら、おそれいりますが、係員までお知らせいただきますようお願いいたします。また、第1回専門分科会を欠席された委員の皆様には、遅くなりましたが、本日委嘱状を交付させていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。

次に、本分科会につきましては公開で開催させていただき、あわせて後日、県のホームページで議事録及び会議資料を公表してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議は3時間を予定しております、終了時間は概ね午後4時15分までを目途とさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより会議事項に入ります。会議の進行につきましては、大塚会長にお願ひしたいと存じます。大塚会長、よろしくお願ひいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 第1回専門分科会で議論された論点について

##### ○大塚議長

大塚です。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様のお手元の第2回長野県社会福祉審議会、障がい者権利擁護専門分科会の次第に沿って進めていきたいと思っております。

次第の3、会議事項(1)第1回専門分科会で議論された論点について、これについて事務局より説明をお願いいたします。

##### ○事務局

資料1の説明

##### ○大塚座長

はい、ありがとうございます。これからは、今、資料1で事務局より説明がありましたけれども、ただいまの説明に関してご質問や、あるいはご意見等をお聞きしていきたいというふうに思っております。

なお、ご発言に際してお願いがございます。発言される方は挙手でお知らせをしていただいた上で、指名を受けてからご発言をいただきたいというふうに思っております。

事務局より説明があった資料1は、特に4の各論点に出された意見のようなもの、論点1は障がい者の範囲について、論点2-1は障がい者差別、不当な差別的取り扱いの定義について、それから合理的配慮について、この辺のこと、もう一つありますね、次のページに基本理念として盛り込むべき内容についてということで、幾つかの意見が出されたということでございます。これについて、もう少し深く皆様のご意見をお聞きしたいというふうに思っております。

特に前回、すみません、お休みをいただいた方もいらっしゃいますので、ここで改めて、急にこの論点だけでは、もうちょっと説明が必要かもしれませんけれども、特にお休みになった方については、今の事務局の説明について、もしご意見等があったらお願いいたします。

福岡さんからいいですかね、この、今、各論点の意見ということで範囲、それから障がい者差別、不当な差別的取り扱い、あるいは合理的配慮の定義。

##### ○福岡委員

私も前回の、この意見の主なものというのを読ませていただいて、大体、私の思っていることと似た表現がたくさんあって、特に私は、今、仕事のほとんどが保育園とか幼稚園

に出向いて、発達特性のある子供たちが保育園で適用できるような仕事がほとんどなので、そういう中では、特性を持った子供たちが適応障がいにならないような取り組みを中心的に進めてほしいと思うと、逆に適応障がいにある程度なってしまったんだけど、発達障がいとは呼ばれないという、今、大人になった方たち、引きこもっている方たちとかいろいろ、生活のしづらさを持っている方たちが大勢いるなということを感じているんですが、こういった方たちは、障がいという名前がついてしまうと障がいではない、だけど生きづらさを持っているという方たちが幅広い層にいらっしゃるなと思って、そうなる、ちょっと表現では矛盾してしまうんですが、ここに書いてあるような、いわゆる社会モデル的に通常の生活をしようとするときに、やっぱり生きづらさを、本人の持っている、その本人の責任とかそういうことではなくて、社会の仕組みとか社会の構造的なことから生まれてくる自分の努力では解決できない、その生きづらさを持った方たちを、広く包含できるようにところに視野を広げていただきたいなと思ったりします。

逆に社会とか関係性の中で生まれてしまった社会性とか、コミュニケーションがある生きづらさの障がいというのは、小さいころから適切な対応していけば予防できるということから考えると、むしろ予防ということを大事にするような社会づくりというようなことは大事にしてほしいなと思っています。今のところそんなところなんですが。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。障がいの範囲をどう考えるかということで、多分、法的定義であるかということ、ある意味で決まりきったというか、という言葉になりやすいかもしれないけれども、むしろ、何と言うかな、生活上困難を抱えていたり、さまざまな場面においてですか、適応という言葉がいいかわかりませんが、こんなに大きい、理想な可能性のある人も含めて、そのような人も対象ということ、ひとつ考えるということ、なるだけ現場に沿ったというか、少し範囲を広げることによって、困難を抱えている人たちを対象としていくということはよい支援かなと、ありがとうございます。

伊藤委員さんどうですか、今、ちょっと急にすみませんけれども、範囲であるとか定義についてですけども。

#### ○伊藤委員

長野大学の伊藤でございます。既に資料をいただいて読ませていただきました。重複することはもちろん申し上げます。記載がない部分について、少し意見を述べたいと思います。

まず障がいの範囲ということなんですけれども、多分、これは対象者の範囲なのかなとは思いますが、例えば長野県の場合、観光というところに力を入れているということからも、その対象の範囲を実は住んでいる人以外にも含めることも必要なのかなと。例えば

海外旅行で日本に来られる方までを含めて、さまざまな形で観光旅行者に対する、配慮のようなものも必要になるのかなと思います。いわゆる手帳を持っている・持っていないという切り口ではないところにも、もしかしたら考えておく必要があるのかなと。

今回、ここで議論すべきポイントではないかもしれませんが、全体的に見るならば、観光を目指すのであれば、もちろん日本国民の中のその障がいをお持ちの方も来られることでしょうし、来年はオリンピックもあることなので、それに向けてさまざまな観光活動もされていっしょやるわけですから、もしかしたらもう少し間口を広げるということも一つ、考えておく必要はあるのかなというところが1点ございました。

また差別の定義、あるいは合理的配慮なんですけど、このあたりはかなり難しく、例えば障害者権利条約なんかを見ている、やっぱり日本の国内において、どのようにこれを考えていくべきかというのは随分、議論が必要な点だとは思っています。

例えば、私の専門だと情報保障というところなんですけど、例えば障がいのある人のために手話とか点字というのはごく当たり前であるということを考えるならば、そういうものを提供しないというのは多分、差別であろうと。さらに言うと、手話や点字のみならず、例えば要約筆記とか、さまざまな情報を保障していく必要があるし、そういうものを提供するというのが、やはり合理的配慮になるのかなと。

ですから、あくまでも一般論で考える情報保障が足りていないことは、完全に障がい者差別というふうに加え、個々のニーズに応じて必要となるような保障というのは、もしかしたら話し合いの中で決めていく必要はある。話し合いがなければ、合理的配慮の不提供になるのではないかなというふうには考えております。以上でございます。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。2点いただきました。外国の方についてと、それから情報保障ということで、外国の方は観光客、大切な要点でこれから来年に向かってということもあると思います。

あと、もう1点は働く外国の方がこれから本格的に、国の施策として、どういう形にする、たくさんということに広げていくということだと思うので、その子供さんであるとか本人の方も含めて、日本で働きつつ生活上の困難、あるいは障がいということによってなり得る、生活上の困難についての対応ということは当然入ってくるわけですので、それは行政としても非常に、ダイバーシティの多様性の時代になりますので、そこへの対応が大切かなと思っております。いい意見をありがとうございます。

青木委員さんはいかがですか、ちょっと情報は少ないと思うんですけども、今までの意見で。

#### ○青木委員

現時点では。

○大塚座長

いいですか、ではもう一度、戻ってということで。

それでは改めてこの、特に障がいの範囲ということで、今まで、第1回の人を含めて、もう一度、皆さんにご意見等があれば、もうちょっとご意見を伺いたいというふうに思っております。いかがでしょうか、前回、出席した人も含めて。

大丈夫ですかね。はい、永松委員さん、どうぞ。

○永松委員

障がい者の範囲についてにかかるところと、中身にかかわるところではなくて、中身の議論は今日の議題等でもまた深める形になっていると思いますので。

学校教育が私の専門ですので、そっちのほうから、ちょっとお願いになるんですけども、やはり福祉・労働のほうからの、例えば障がいの捉え方とか、あるいは障がいの分類に関して、これ文部科学省とイコールではないので。

特にこれからの時代を担っていく子供たちに、やっぱり障がいのある・なしにかかわらず共に生きるというような、そういう趣旨からも、やっぱりしっかりとこう対応できるような、そういう仕組みを検討するならば、やはり学校教育の中にもそのままこうストレートに入っていけるような表現であったり、教員が間に入って混乱して、ちょっと具体的な中身が学校の中で反映されないとなると、これはやっぱり大きな損失になりますので、そのあたりの捉え方を、私も気づいたところで意見を申し上げようと思っておりますけれども、ぜひご配慮いただければと思います。

○大塚座長

ありがとうございます。これの発端は多分、県の障がい者支援課ということで、福祉分野で言って、条例づくりということなんでしょうけれども、医療、福祉、労働、それから教育、さまざまな障がいのある方についての取り囲む領域があるわけですので、その領域にきちんと、何というか、混乱のないようにですか、その領域においてなるべく受け入れられるような全体としての条例化、そういうことについても、少し文言も含めて、調整をしながらということをやっていかなければならないと、大切なご意見、ありがとうございます。

多分、それぞれの部署からも今後は出ていただこうかと、調整するんでしょうけれども、その観点を持って進めていきたいということでもあります。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。小林委員さん、どうぞ。

○小林委員

今の永松先生のお話にも私も共通するお話でございますけれども。

要するに障がい者にとっての共生社会づくりの条例ということは、要するに障がい者の人権が、なかなか享受できない社会の現実があるということから、そういう条例づくりが必要になっているということで、つまり人間としてのこの人権の、人権が何かということをも若い世代の人たちに教育の現場の中で、その教育の内容として、カリキュラムとして盛り込んでいただいて、なぜ、人権とはどういうものか、人権が尊重されることによってこそ、その共生社会ができるわけでございますので、まずそれを学校教育の中で、大きな方針として取り上げてほしいというのが私の意見でございます。

成人の社会教育の中でもそれは必要かとは思いますが、むしろ若い、心のやわらかい世代の人たちに対する教育が、非常に効果が大きいのではないかと期待するわけでございますので、ぜひ、それでなぜこの障がい者の人権がこういうふうになら、注目されておられるのかということは、要するに人権は誰にでも生まれながらにして備わっておられるわけでも、備わっておられるわけではございませんけれども、これがなかなか、健康な人に比べると、障がいがあるということでもいろいろその人権の多くが享受できない現実があると。この事はほかには子供さんであるとか、あるいは女性であるとか、こういう方たちにとっても、同じ状況があるので、国連は人権条約を取り上げて各国に批准を促しているわけでもございまして、なぜその人権が十分に障がい者に行き渡らないか、この現実を教育の中でよく取り上げていただければありがたいかな、ということをお願いしたいと思います。

○大塚座長

ありがとうございます。ほかにはご意見がもしあれば、よろしいですか、障がい者の範囲ということで。

また全体としては戻ろうと思っておりますので、もう一回、途中でアイデアが浮かんだ方についてはよろしくお願いたします。

今、いただいた意見を踏まえて、事務局において整理をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

## (2) 障がい者団体、関係団体等との意見交換について

○大塚座長

それでは次に進みたいと思います。会議事項の(2)です。障がい者団体、関係団体等との意見交換について、意見聴取予定団体等について、事務局から説明をお願いいたします。

○古海担当係長

資料2の説明

○大塚座長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明ですけれども、意見聴取団体、あるいは今後、意見を聴取する団体も含めて、ご意見等があればいかがでしょうか。

草間委員さん、どうぞ。

○草間委員

草間です。差別解消法施行後の調査結果報告、精神の関係ですが、「何が良くなったかが見えない」との欄ですが、精神障がい者理解の普及に関する問題で、誰がどのように啓発を進めるかが見えない現状を表していると思ひ同感します。

私的には、医療にお願いしたいのですが医療点数がつかないので無理で、家族会が細々普及啓発活動を進めているのが現状です。見えるためのアプローチをしていないとご理解いただけたらと思います。

「条例に望むこと」の欄の、合理的配慮に携わる福祉関係事業者には助成金等の支援を、との要望ですが、助成金をもらって行うものではなく、当事者支援上必要な合理的配慮の普及は福祉事業者として当然の業務だと思っています。

○大塚座長

ありがとうございます。差別解消法の、今、見える化とか可視化ですよ。その結果でどうなったかということ、例えば県の政策変化、あるいはそれぞれの差別の禁止であるとか、合理的配慮というのが蓄積されていった解決のプロセスだとか、そういうことをどのように公表して県民に知らせていくか、つまりだんだんに知らせていくかということを通して差別解消法の推進をしていくということですので、そういうのは、多分、後でまた議論になると思いますので、どんなふうな仕組みの中でこれを維持していくかと、推進していくかということと関係していることだと思いますので、今はいいですよ、事務局として、後でまた、はい、お願いいたします。そういうご意見があったと、よろしいですか。あともし団体が、何か足りない団体があるとかということであれば、はい、福岡委員さんどうぞ。

○福岡委員

そうですね、私の、今、関わっているところからいくと、発達障がいとか自閉症関係の当事者団体とか、そういったところの聞き取りはお願いしたいなと思うんですけれども。

あと、手をつなぐ育成会などは、会長さんが委員に入っていらっしゃるからいいのかなと思ったんですが、検討いただければと思います。

○大塚座長



ありがとうございます。あとはよろしいですか。大丈夫ですか、小林委員さん。

○小林委員

ただいまの、この資料2の4ページでございますけれども、ポプラの会さんの聞き取りの条例で望むことということで、1、2、3番目のポツのところに、悪質なものについては場合によっては罰則規定まで含んだ内容にという、こう要望が出ておりますが、これは今後のこの審議会の中で詰めていくことになるんでしょうかね。ここで結論というのはお聞きするわけにはいかないと思いますけれども。

○大塚座長

今ではないですけれども、そういう議論にもなっていくというふうに思っております。

○小林委員

ありがとうございました。

○大塚座長

永松委員さん、どうぞ。

○永松委員

今にも関わってなんですけれども、明確な紛争解決の手段をというのが、4ページのポプラの会さんと、あと3ページのほうもそうですね、載っているんですが、ちょっとこれは聞き取りをされた事務局のほうにちょっとお聞きしたいんですが。

これまでの団体さん等については、基本的には、そこまでのやっぱり紛争解決等をきちんとこう、踏み込めるような条例というようなお考えが体制だというふうに受けとっていいんでしょうか、その辺、わかる範囲で結構です。むしろ、そんなのは要らないというような意見があったら。

○和田企画幹

障がい者支援課の和田と申します。私が聞き取りに行っておりますので、回答をさせていただきますと、障がい者団体自体は、現在、紛争の解決の明確な仕組みを長野県としては持っていないというのが前提でありますので、障がい者団体とすると、この仕組みはぜひ持ってもらいたいというところがそれぞれの団体に共通したご意見であるというふうに思っております。

○大塚座長

よろしいですか、ありがとうございます。

ではよろしいですか、団体等については、では、これで今後も団体等の意見聴取をお願いしたいというふうに思っております。

### (3) 専門分科会で議論する論点について

#### ○大塚座長

それでは、さらに進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、会議事項(3) 専門分科会で議論する論点について、今後のスケジュール等も含めて議論すべき事項について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○和田企画幹

資料3の説明

#### ○大塚座長

はい、ありがとうございます。スケジュールはこういう形ということでよろしいでしょうか。はい、ではこういう形で進めていきたいというふうに考えております。

それでは、個々の事項についての議論を進めていきたいというふうに思っております。

初めの論点は、論点の4、障がい者差別の対象範囲について、改めてですけれども、このテーマは次の論点5の障がい者差別の付帯条件についてと非常に関係がありますので、論点4、論点5を含めて、一括で事務局より説明をお願いいたします。

#### ○和田企画幹

資料説明

#### ○大塚座長

はい、ありがとうございます。たくさんありますので、少し整理しながらということをお願いいたします。

論点4は障がい者差別の対象範囲についてということで、まず2ページ、皆様の2ページをお開きいただいて、主な論点なんですけれども、その1の事業者の定義ということですね。

事業者の範囲をどこまで広げるかということなんですけれども、下のほうに議論のポイントということで、長野県の条例においては事業者の範囲をどのように考えますかと、その際かもしれませんけれども、特に任意活動団体、任意活動団体ってどこまでの団体か知りませんが、何かいろいろな集まりがありますので、そういう集まりにおける障がいのある方に対する差別だとか、合理的配慮の不提供だとかということも含めて、仲間は

ずれにされたとかということを含めてあるかもしれませんが、この2つについて、少し議論しましょうか。

まず、事業者の範囲をどのくらいにしますか、はい、池田委員さんどうぞ。

#### ○池田委員

事業者というのが、この解消法が出てきたとき出てきてびっくりしたんですが、権利条約はそんな事業者なんていうのありませんし、それから障害者基本法も事業者という範囲は定めていない、国民でいうところまで広げているはずなんですよね。この解消法のとこで突然出てきて、びっくりしたんですが。

今のような解消法ですと、我々が命を守るための災害時の対応とかは、これ地域の自治会が中心になるんですね。とても行政の手は届きませんから、そうすると避難訓練やいろいろな情報提供やらも、今の制度の中では、どこに行ったらフォローしてもらえるのかというのが全くわからないんです。

そういうことで、その事業者というのが、基本法にもなければ権利条約にもないものが法律の中に突然出てきているんだというところは、これは内閣府がこういう説明したんですね。この解消法は行政法だと、国や県と障がい者の皆さんとの権利義務を規定したもので、私、私人間のものを規定したものじゃないと、行政法ですから、もちろん罰則もありませんし、私人間のことには関与しないとされたんですね。

ということは、私人間の問題ということで言うと、先ほどの事業者の中にも入りますが、我々にとってもっと切実な問題は、例えばグループホームをつくらうとしたときに、反対するのは私の人たちばかりなんです、地域の。区長さんにしても副区長さんにしても、いろいろな人がいますが、ここの個人の人たちが反対することについては、私たち何の根拠法も持っていません。

もう一つは、私、盲動犬と暮らしていますが、盲道犬は補助犬法で公的なところに受け入れなさいとなっていますが、私人の方々、いろいろ悪さをされたり、例えばビールを飲ませたり、酒を飲ませたり、もっとひどいのは、私が町を歩いていますと、「ばか」と言って私に声をかけながら行く車もあります。

ですから、わざわざ私の前でオートバイをふかして通行妨害する、そういうことは、我々一切、この法律や今の条令では何ら抗弁できないんです。

私どもが個人として生活する上でも、災害時の生命を守るためにも、やっぱりそこもフォローして、事業者と言うところも考えてほしいなど、ちょっと広がってしまいましたが、お願いします。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。日々日常生活をなされていることからの事業者ということかもしれません。かかわる者ということかもしれません。

ほかにはいかがでしょうか。小林委員さん、どうぞ。

○小林委員

小林でございます。今の池田さんの発言は全くその通りだと私も思います。

それで、具体的な例で申し上げますけれども、長野市の中に視覚障がい者のご家庭がいらっしゃるしまして、その回覧、自治会から上がってくる回覧が、お宅は必要ないでしょうという、一方的な判断で回覧が回ってこないという事例があるんですね。

これ、ある民生委員さんがその事案について把握をされておりまして、私もその情報を聞いておるわけでございますが、このような任意団体を事業者に含まないという解釈をすると、このような差別はどのエリア、カテゴリの中でその差別を対応できるのか、条例とすればどういうふうに扱うのか、問題になるんじゃないかと思っておりますけれども。

○大塚座長

ありがとうございます。任意活動団体の範囲をお示しいただきましたけれども、ほかにはいかがでしょうか。草間委員さん、どうぞ。

○草間委員

池田委員さんから権利条約の説明がありましたが、差別解消法は権利条約の趣旨に沿って作られたわけで、権利条約4条には一般的な義務として「障がい者に対する差別となる既存の法律・規則・慣習及び慣行を修正・廃止する為の全ての適当な措置(立法を含む)をとること。権利条約8条では「意識の向上」が謳われ、公衆の意識の啓発が記載してあります。

私としては、社会的偏見・差別の観点から、自治会・PTA・各種サークル等、全ての人を対象とし、足りない箇所を県条例で補っていくのがいいのかなと思っています。

○大塚座長

ありがとうございます。皆様からいただいた意見というのをまとめて整理していただいて、これをまた団体の方や県民の方に問うて、また整理してということの行為なので、自由に、それぞれのご発言は、今の段階においては広くそれぞれのご意見があると思いますので、それはお伝えいただければと思います。これがすぐ決まるということではないと思いますので、そういうプロセスの中であるということだけご理解いただきたいと思います。どうぞ。

一般的には今は法が決めているということよりも、もっと条例で、もうちょっと広く、さまざまな形でしたほうが良いというご意見が強かったというふうに感じております。きめ細かくというか、細かく規定することによって、もれなくということというご意見だったというところ、そういう傾向があったと。はい、草間委員さん、どうぞ。

○草間委員

生きづらさについて、日々での暮らし向きの大変さ、自宅から一步でると始まるわけで、この観点がないと意味がない気がします。精神に分類される、知的障がい・発達障がい・精神障がいの方が一番辛いのは「怖い」との世間の偏見・差別であり、固定観念です。近所の方、企業の方を対象としないと差別の解消にはならないと思います。

○大塚座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか、もしご意見があればということで、はい、永松委員さんどうぞ。

○永松委員

すみません、ちょっと教えていただければということで質問になるかもしれませんが、任意団体という言葉の中に、ここに自治会とPTAと各種サークルとあるわけなんですけれども、自治会については、私も長野に住んで取り分け、これはもう確実にこう対象となるだろうなという感触を持っています。それとPTAも、かなりこれ利害が生じるケースもあり得るので、組織として、やっぱりこれはそれなりの扱いが必要だろうなと。

一つわからないのは、この各種サークル活動も並んでいるわけなんです。ちょっと具体的に、例えばどういう団体が考えられるのか、また、どういったケースがあり得るのか、もし情報があれば教えていただければと思います。

○大塚座長

事務局の整理をお願いします。

○和田企画幹

まず、ここでご提案をさせていただいているのは国の解釈、それから一般的な問題として商業活動、その他の事業を行う者というふうに言っています。つまり事業を行っていないければ、反復継続をしても、一般的なその国の解釈による事業者とはなっていないので、少なくとも、その自治活動とかPTA活動というのは事業ではないんだろうというふうに思って、では、そういったものをどうしましょうかということでご提案をさせていただいたということです。

各種サークルというのは別に何かをイメージしているわけではなくて、例えば、その皆さんが集まった趣味のサークル等に障がい者が参加したいといった場合について、障がいがあるからお前は入ってくるなというようなことは非常にまずいだろうと、そういったところにやっぱり参加できる機会をやっぱり保障していかなければいけないので、では、この事業者についてどう考えていけばいいのかなということで、事務局としては皆さんのご意見をお聞きしたいということで、ご提案をさせていただいた次第です。

○大塚座長

福岡委員さん、どうぞ。

○福岡委員

ちょっと個別具体的なこのサークルはどうなんだとか、この集まりはどうなんだということの事例でこう詰めていくと、たくさん出てきてしまうように思うんです。

それを何かうまく文言でこう何となく整理するとすれば、どうしても理念的な言い方しかできなくなってしまうのですが、それでもやっぱり、公私を問わず通常の社会生活上に、やはり非常に関与しなければならない反復継続的なところというような、そうなれば、やっぱり私はPTAとか自治会というのは大事なところだと思いますし、何らかのその、通常の市民として社会、通常的生活を営む上で、ある意味では避けて通れないとか、必要なものというよりは、公私を問わずなのかなと思ったり、特に自治会組織というのは確かに公的ではないですけども、明らかに行政から見ると、住民に近い公的なところですよ、実際は。

こうなってくると、何か個別具体的なことを挙げていくと、どんどんどんどん何か、ではこのサークルはどうなのか、この集まりはどうなってとなってしまうから、その受けた、これを見た人たちが、そういうような何らかの論拠で判断できるような、適切な文言を考えてもらえないかなと思うんですが。

○大塚座長

そうですね。その・・・はい、草間委員さん、どうぞ。

○草間委員

権利条約の8条のポイントですが、「社会全体の(家庭を含む)意識を向上させ、権利、尊厳を育成しあらゆる活動分野に於ける障がいに関する固定化された観念、偏見、有害な慣行と戦い、公衆の意識の啓発活動を通じて促進する」が書かれています。

ですので、社会にあるサークル全てを指すと考えていいかと思います。

○大塚座長

ご意見としてということですね。

他にはいかがですか、後でまた帰りますけれども。私としては、もうちょっと整理をするかと、例えば任意活動団体ということの範囲をどのように考えて、例えば事例として自治会、PTA、各種サークル活動とありますけれども、やっぱりその内容的な差違はあると思いますので、ある一定の何かグループであるとか、あるいはその差違というのものを

明らかにしながら、何か文言としてあり得るものなのか、全然、もう一括でもいいんですけども、何でもいい。でも、何か範囲を決めないと話にならないので、それが適切な言葉となるかどうかわかりません。あるいは「等」ということになるかもしれませんが、その中に含まれると考えるか、最終的な判断はいいにしろ、少しく、やっぱり内容的な変化というものをもう一度、ちょっと整理しておいたほうが、後になって議論するのにしやすいのではないかなと思っております。

はい、いかがでしょうか、自治会のようなというような準公的なものもあるし、全く私的なサークルというのものもあるだろうし、その辺のことはもうちょっと整理をしていくと。

では、またちょっとまた戻りますので、はい、次のページで不当な差別的取り扱いということに、3ページですけれども、ここに移っていきたいというふうに思っております。

障害者差別解消法における記載とともに、議論のポイントとして真ん中ぐらいに、長野県の条例においては、この不当な差別的取り扱いを禁止する範囲をどのように考え、どのように規定するかということですね。対象範囲を拡大していくか、ある県において書かれているように「何人も」と、これ何人も何を意味しているかということとはちょっと、またあるんでしょうけれども、その議論も含めて、その必要性等についても議論していただきたいというふうに思っております。

どうぞ、この不当な差別的取り扱いの範囲をどのように考えましょうかということですが、どうぞご意見を。

何人というのは、結構多いんですね、奈良県ですね、県事業者として法律上の規定にのって、そのまま使っているのは3都道府県で、むしろ条例においては、奈良県においては広く何人もまで書いているということだそうですね、さあ、長野県はどう考えましょうかということ。

何人もというのはどういう意味なんですかね。全ての人、あらゆる人についてというふうに解していいですかね。法律の・・・

○和田企画幹

「何人も」ですので、公人、私人問わず全てという形になると思います。

○大塚座長

青木委員さん、どうですかね、この法的とかというのは、

○青木委員

何人もというのを、今、おっしゃったように、もうその個人、私人、公人、私人、団体、個人問わず、大人も子供も全てと、そういうことになると思います。

○大塚委員

そうですね。ありがとうございます。いかがでしょうか。  
ちょっと、なかなか・・・どうぞ、永松委員さんどうぞ。

○永松委員

さっき草間委員さんのほうからご紹介あった、本来の、もともとの条文の第8条を照らしてみると、そのままストレートに翻訳すると、何人もになるのかなという気がするのと、もう一つは、その県・事業者の事業者に任意活動団体を含めて、結局、これが特定のものではなく、あらゆる活動を含みえるとすると、実質的には何人もと全く同義になってしまうので、あとは表現としてどちらがこう、長野県としてふさわしいというか、そういう話になるのかなと。

だから、主旨はやっぱり何人も主旨に一致するのかなという、ちょっと先ほどの議論と絡めてちょっと思うところです。

○大塚座長

ありがとうございます。そういう意見ということで。伊藤委員さん、どうぞ。

○伊藤委員

伊藤でございます。私も同意見で、やっぱり事業者ってちょっと違和感があります。

ですから、どちらかと言うと全ての人というふうにしたほうがよろしいでしょうし、私も友人知人に障がいのある人がいます。私が一緒にいるときにはあまり嫌な思いはしないらしいんですが、一人で白杖をついて歩いているときには、多分、スマホを見ながらいきなりぶつかってきて、結局、白杖をついている人が悪いような言い方をされて、下手をすると蹴られたりするという、そういう事案がものすごく多いんですが、私と一緒にいるときにはほとんどないですね。ということは、個人であったとしても、そのような意識があるのであれば、やはりここは事業者ではなくて、全ての人というふうにしたほうが適切なのかなと思いました。以上です。

○大塚座長

はい、ありがとうございます。ご意見としていかがでしょうか。体制として。草間委員さん。

○草間委員

私も賛成です。

○大塚座長

小林委員さん、どうぞ。



○小林委員

小林でございます。我々日常、毎日生活しておる場合ですね、これ、ほかの人とは同じ長野県民としての認識で日常生活をしております。特定の業者も一県民という認識でございますが、事業者という意識はあまりないのではないかと。

その特定の会社の何かサービスを利用する場合は、それは契約というようなことで、そういうことになるわけでございますが、ことが差別となりますと、長野県内にあるいろいろな立場の、事業者も含めて、個人も含めて、県としての条例は具体的なこの差別は決して許さないんだと、県民に対するアピールは、ごく大切なことになるわけでございますので、私としても、この何人が一番表現がいいのかなと、理解しやすいのかなと思っております。

○大塚座長

ありがとうございます。はい、草間委員さんどうぞ。

○草間委員

私としましては、この事例集の中に、その対象としないというようなお答えが書かれているんですけども、大塚先生や何かはこれに関わった、近い方なのかと思えますけれども、なぜこのようなことが書かれるようになったかご存じでしょうか。

いや、むしろそのほうが不思議に感じて、なぜこういうコメントを、その内閣府がするのかということ自体、非常に不可解に感じるものでございます。

○大塚座長

私、関わった者ではないので、ですけれども、事業者ということも含めて先ほどのほうから出ていて、今はちょっと内閣府の委員で、この議論をして、後から入ったということなんですけれども。

多分、物の本というか、一般的な範囲の中においては、私のことというよりは行政やあるいは事業者というところの、限定をすることによって、その人たちの不当な差別的取り扱い、あるいは合理的配慮ということをまずやっていこうと、個々人のことということとして、多分、法律上はあまり成り立っていないということがあるのかもしれませんが、そういうことに限定したわけです、そもそも。

障害者差別解消法というものの範囲をどのようにして、これをまず、もちろんその裏には障がいがある方の全てにことについての、個々人のことも含めてあるんですけども、この法律はここに限定してつくろうということのできたんだというふうに思っておりますので、その範囲をどう考えるかによって、条例は、ではどこまで行くかということと考えればいいのではないかと思います。

ただ、私は条例は多分、もともとの法律の主旨にのっとって、その範囲を広げるということも含めてあり得ると思っておりますので、全く皆さんと同意見だというふうに思っております。と共に、あまりにも異なるものについては、それはまた成り立たないというふうに思っていますし、例えば事業者という言葉は私は適切ではない言葉だと思っておりますけれども、反対に何人もということによって、事業者ということが入っていないことによって事業者の姿、もともとの法律の立てつけとしての事業者をまずやっていただく、その範囲できちんと、この法律を徹底させることによってということの意味が失われるようになったときには、何かデメリットになっていくかなど。

何人によって全部、それが薄れてしまって、私人間のことも含めてやっていったときに、私人の範囲の中で、反対に事業者がもともとの法律の立てつけとしてのメインターゲットが弱くなってしまったとき、果たしてこの条例はどうなるのかということも含めて考えていくべきかなど、以上ですけれども。

#### ○草間委員

私的にはですね、法による規制することは不相当と考え、その対象としない、これはもう、そもそも差別解消法の基本的なものを否定する見解を、その内閣府が出したということで、非常に問題のある見解だと思っているわけでございます。以上でございます。

#### ○大塚座長

私、別に内閣府の立場でないので、全然、それはご意見としていいと思いますけれども。小林委員さん、どうぞ。

#### ○小林委員

その国の法律は国の方針を示すものでございます。それで、決してこの差別解消法は国を、日本国を一つのエリアとして、その、私ども障がい者の共生社会をつくろうというための法律では、私はないと思ったんです。

むしろ共生社会をつくるのは、私たちは長野県民として長野県の中に生きておるといって、この共生社会づくりの基盤は、何といてもこの長野県がその基盤になっておるわけでございます。長野県独自の特色ある条例をつくっていただければよろしいんじゃないでしょうか。

まあ差別解消法という法律、国の法律はございますけれども、細かいその具体的な施策についての項目は盛られておらないわけで、それは全て地方自治体に任されておるのではないかと、私はそういうふうに理解しますので、長野県らしい、その差別のない共生社会、要するに、障がい者の人権が100%近く享受できるような環境の社会ができれば、それはいわゆる共生社会の実現ということになるわけでございますので、あくまでも長野県として、法律の範囲では考えるべきではございますでしょうけれども、多少、はみ出してもいいん

じゃないかという気はしております。

○大塚座長

ありがとうございます。福岡委員さん、どうぞ。

○福岡委員

今の小林委員さんの共生社会という視点ですけれども、理念とか条例として何人も差別してはならないということは当然のこととして、その高い山に登ろうとしていくときに、今、現実的にはそうでないことがいっぱいあるわけですから、登ろうとしていくときに、結果的に誰もが共生社会の中で何人も差別しない社会になったという、その行くための、それってさまざまな取り組みをしたプロセスの結果だと思うんですね。

確かに頂上は差別してはいけませんけれども、その理念があるから全ての市民が、では明日からというわけにいかないと思うと、結局は、実はこういう理念法とか条例とかのこの下支えをする具体的な取り組み、その取り組みのプロセスの結果として気がついたら、みんな共生的な理念で長野県は暮らしていると、むしろ、そっちのほうをどう考えるかのほうが、私は正直、大事だと思っています。

結果として、そういうプロセスの結果として頂上に登れたなという、その県づくりをしていかないと、ひょっとしたらば、条例はつくってみたが、何となく雲散霧消してしまうような気がします。

そういう意味では、小林委員さんのおっしゃった、その共生社会に向けて、結果としてさまざまなお立場の方たちが不当な差別を受けないという社会をつくるためのプロセスということに焦点を置いたほうが実効性があるような気がするんですけれども。

○大塚座長

ありがとうございます。私、もう一つ、勝手なことですが、障害者差別解消法、おっしゃるように、私はあまりいい法律ではないと思っています、ずっと反対しています。それはそれでいいんですけれども、でも大切なものだと思います、と共に、プロセスの中では一歩進めながら、いろいろなことを解決しながらと、でもやっぱりこの文言を見ると、不当な差別的取り扱いとか、次の合理的配慮も含めて、これ一般市民として、あるいは一般の人たちにとっては、なじみにくい言葉と共にわかりづらいと思っています。

これをもし、そのわかりやすさと共に、その理念を実現していくときの解釈として、法律と現場の感覚の真ん中に条例があって、条例はこの2つを取り結ぶちょうど真ん中のものなんだと、そういう位置づけですよ。

わかりやすく、多くの県民の方や障がいの方に説明する手段なんだと、そのためにこの法律があって、そのときに別に変えても、その範囲が変わってもいいから、その取り結ぶ一つの手段としての長野らしさの条例ということは必要かなと、こう考えて、今、取り組

んでいるということです。そこは理解していただきたいと思っています。

わかりづらい、それは確かに、もしご意見があったらどうぞ、その辺は、青木委員さん、  
どうですか、その辺の、何人も含めてかもしれませんけれども。

#### ○青木委員

今の議長の話は大変わかりやすかったと思いますけれども。やっぱり、ここを何人にする  
ことに何か広がり過ぎると思わない、当たり前なのが書いてあるだけなんで、これを  
何人にとすることで、何というんですか、いきなり今、出たような、何かその、いきなり  
何か目的から入ってしまって、そのために、かえって雲散霧消してしまうという福岡さ  
んの意見のようなものは非常によくわかって共感できるんですけども、ここを何人もに  
することで、そうはならないのかなと、だからこそ7つも、こういうふうにやっいるんだ  
ろうなというのを思うんですけども。

だから、ここを何人もとすることによって、今、議長がおっしゃったような、その法律  
と今の現状との間を取り持つような、その条例にするという方向性というのは一つ、あり  
得るところなのかなというふうに思います。

ただ、もういきなりゴールを目ざして、何でもかんでもこの条例に盛り込むことで、が  
んじがらめにするすることで、その目的を実現しようとする、かえってそれは実現しないん  
だろうなということは、私も思います。

#### ○大塚座長

わかりますね、はい。バランスかなとは思いますが。よろしいですか、もうちょっと行っ  
てから、あと1個ぐらい行ってから休みますか。

もう一つは、その次の3ページの下の合理的配慮の不提供ということで、これについて  
も論点のところにあります、他県の状況も含めて、4ページの一番下になりますけれど  
も、長野県の条例においては、合理的配慮の不提供を禁止する範囲をどのように考えます  
かと、事業者等について義務化すること、ということですね。

法律上は事業者は義務化されてはいないんですけども、先ほどの団体の意見も含めて、  
事業者はここで条例できちんと義務化すべきだということがありましたので、そういう意  
見もあると思いますけれども、ちょっと議論しましょう、そうしたら休みましょうか、は  
い、どうぞ。

ということです、はい、池田委員さんどうぞ。

#### ○池田委員

私はずっと言っているんですが、この合理的配慮という言葉が本当に一般の皆さんには  
わからない。

合理的配慮についてですね、今、一番細かく決めているのは、障害者雇用促進法の中に

細かく規定されているんですね。あれが雇用の場面だけじゃなくて、ほかの場面にも応用されるようになればもっとよくなるだろうなというのはあるんですが、それでもわかりにくいと思うんですね。

さらにわかりにくくしているのは、その加重的負担を伴わないところが来まして、まずは一般の人には、では、どこまでいったら、俺たちはすればいいのと、とてもわかりにくくなっているんですね。これを長野県らしく、とってもわかりやすく説明をしながら、県民の皆さん、事業者の皆さん、こんなにしてくださいねと文言を、ぜひ和田企画幹、お願いします。

○大塚座長

ありがとうございます。わかりやすさかもしれませんね。

ほかに意見はいかがでしょうか。合理的配慮の、特に義務にするのか、努力規定でそのままということもあるかもしれません。どうぞ自由に、意見をこれは。

○草間委員

合理的配慮は、障がいをお持ちの方からの個々の申告制だと認識しています。

○大塚座長

基本的には、ええ。

○草間委員

それですので、この方の配慮は同じ障がいだから、こっちの方もそうではないかというのは、ちょっと違うわけなんですよね。その共通点はあると思いますけれども、個々のというですよ。

○大塚委員

個々のです、はい、個々の障がいの方、本人から社会的障壁があるということについて述べていただいて。

○池田委員

特に精神障がい者の皆さんは、自分がどういう合理的配慮をしてもらえば、この会社に勤め続けられるかということは、とっても説明が大変だと聞いています。

○草間委員

ありがとうございました。前段の発言で肝心なことを言い忘れました。当事者によれば、合理的配慮を求めない方もいます。一方求めなくても合理的配慮をしてしてもらえるものだ、との誤解を

持つ方がいます。関係する方は配慮が必要と思われれます。

○大塚座長

今、おっしゃられたように、社会的障壁の除去というのは本人自身がまず語って、成り立つんだという世界が合理的配慮ということだと思っております。けれども、いわゆるなかなかそういうことに困難を抱えていて、自分自身の意見表明によって、最初の動きをつくるのが困難を抱えている人たちがいらっしゃいますけれども、それについては家族であるとか、あるいは事業者、あるいは青年後見人も含めて、それを補助するんだということは規定、規定は指針には入っていますけれども、なかなかそこは動かないのでそこをどうつくるかと、自分自身で社会的障壁があるからこうしてくれということはもちろん大切ですけれども、その、なかなかその困難を抱えている人たちのところをどう動かすかということが反対に大切かなと、そこは思っています。おっしゃるとおりです。はい、小林委員さんどうぞ。

○小林委員

小林でございますが、合理的配慮、これは非常に大切なことな事柄ではございますけれども、これ当事者の意思表示がないことには、その対応についてスタートはしないわけでございます。

ここに事業所の義務化も必要かということにもうたってございますけれども、もう3年を経過して、場合によっては義務化も必要ではないかと、その意味で条例の中にそういうのも盛り込むことも大切かなとは思っておりますが、私としまして、合理的配慮の意思表示を待っていただけでは、当事者、なかなか意思表示をしない方も結構ございます。ですから、この条例において、合理的配慮の意思表示を重視するのは結構なんでございますけれども、それだけでは足りないと思っております。次の次のこの定例会においてのテーマになりますけれども、県のその責務、この辺が非常に両輪相まって、その共生社会実現のためには事業が非常に大切じゃないかと思っております。特にまちづくりにおいては、その合理的配慮の意思表示を待つまでもなく、県の本来の仕事として、事業のユニバーサルデザイン的なまちづくりに特に力を入れてほしいという、これ条例に盛り込むか盛り込まないのか、私としましても、そういう県の姿勢は大事ではないかと。両輪相まって、共生社会を実現していくのかなと思っております。

○大塚座長

ありがとうございます。小林さん多分、福岡さんは相談事業も含めて。

○福岡委員

私も、その池田委員さんがおっしゃったその、なぜ合理的配慮とわかりづらい言葉を使

い、過重な負担という言葉を使うかという、その思いを逆から見ると、すごく防衛的な表現をこうしているという、その辺のところはどこから来ているのかということの本当は真剣に話し合ったほうがいいなと思うんです。

で、今言った合理的配慮というのを、当事者がこう要求することによってボタンが押されるということではなくて、そもそも、当事者が合理的配慮をしてくれと言わなくてもいい社会をつくらなければいけないわけで、そうなってくると、自分は、でも社会というのはやっぱり妥協でない協調をしていかなければいけない社会だと思うので、何というんだろう、ちょっとうまく言えなくなりましたがけれども、既にもう対立してしまったり、紛争解決のところに持ち込んでしまったらおしまいだと思うんですよ。その担保機能だと、いろいろ何だかんだと言って、そうでなくて、もっとその前にやるべき、取り組みがしっかりできていれば変に合理的配慮ですとか、過重な負担を伴いますからみたいな防衛的な言い方をしなくても共生できるわけで、そのときに最も大事なものは、ご本人がボタンを押さなくてもしっかり本人を支えている、私からすると相談のほうなんですけれども、それがいつも、本人のどこで困っているか、どうありたいと思っているか、どこに本当はその活躍の目を見つけようとしているかということ、いつもチームで探っていくような仕組みが担保される中で、それは結果として紛争になってしまったり、対立になってしまうこともあるでしょうけれども、それを予防していくというようなことを織り込んだ中で、自身を持って合理的配慮だとか、加重な負担なんていう言い方をしなくても済むような表現を考えてほしいなと思うんですけれども。

#### ○大塚座長

いいですね、長野県らしさだと思います。

予防的な観点も含めて、今、その地域の状況において、そういうことがないような仕組みづくりということも含めてつくっていくと、それから例えば、紛争があって建設的対話というのが出てきて、一方において、そういうのはないほうがいいけれども、でも当然、世の中にはあつれきはあるわけですから、これを協力し合いながら解決していく、話し合いの中で解決していく仕組みというのも大切なわけだから、あったらあったでそこは何かけんかするのではなくて、何となくうまく解決する仕組みとしての建設的対話か、そういうことも含めて書いていくと、何かすごい長野県らしくなるかなと思いますけれども、はい、どうぞ永松さん。

#### ○永松委員

今、議長のほうでおまとめいただいたところに極めて近くなると思うんですけれども、私、やっぱり学校の中でも合理的配慮の問題というのはもういっぱい起きていて、うちの大学もそうなんですけれども。

極めてこれやっぱり、さっきご指摘あったように、そもそも合理的と判断するのは誰な

のかとか、極めて、対象となる両者の関係によって相対的に、だから同じ内容、同じ人が要求しても、これが合理的かどうかで変わってくるわけですから、やっぱり次の論点5の付帯条件に入っている、その当該障がい者と建設的な対話を行いと、表現としてこれがいかがいかどうかは別にして、そのプロセスが私、やっぱり欠けたら、もうこれはわけのわからないものになってしまう。

さっきおまとめいただいたような方針で、ちょっとやっぱりここはまとめていただきたいなと思います。

#### ○大塚委員

ちょっと休みますかね。ではそれに行く前に、ちょっとまた皆さんからご意見を聞きますので、何分ぐらいやすめばいいですか。15分から、10分休みましょうか、では3時15分から再開ということをお願いいたします。

(再 開)

#### ○大塚座長

それではよろしいでしょうか。では再開ということで。

合理的配慮の不提供、これどうしますか、もうちょっと、多分、団体としては、義務化も含めて、団体のご意見にもありましたけれどもよろしいですか。もうちょっと言うておくことは、伊藤委員さん、どうぞ。

#### ○伊藤委員

伊藤でございます。先ほども永松委員からもありましたけれども、私も大学で障がいのある学生の入学試験とかというところで、いつも悩むところではあります。

いわゆる、その後の議論にもなりますけれども、例えば6ページの福岡県に事前的改善措置というのがあって、例えば大学でも、授業の資料を全部点訳するであるとか、電子化するであるとか、あるいは授業の教員の音声を、手話通訳というのはすごく大変なので要約筆記をつけるとか、あらかじめ。事前においてこういう状況でさまざまな情報提供ができますということを、入学者に対して説明をさせていただきます。そのやりとりをしながら、最終的には合意を得た上で受験をしてもらうというような、形態を取っております。

ですから、合理的配慮というものがどこからどこまでが合理的配慮なのかというところがものすごく曖昧で、つなぎ目がないような形で、相談をしながらよりよいものを提供していくというのが、多分、望ましいあり方なのかなと。

で、お互いに納得を得た上でというところで、最終的な結論が多分合理的な配慮に、も



しかしたらなるのかもしれないというふうには感じておりました。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。それでは次のところとも関係しているので、論点の5なんですけれども、5ページ、「障がい者差別」の付帯条件ということで、法に書いてある以外にさまざまな条例等においては、付帯的ないろいろなことを説明というか、解釈というか、あるいは特色というか、それぞれちょっと目的はいろいろなんでしょうけれども、各県の条例においては付帯条件というものが書かれていると。

論点としては6ページが一番下に議論のポイントとしては、単に差別の禁止だけではなくて、東京都のような建設的対話や障がいを理由とする差別の禁止の推進に関する基本方針も含めて条件に含んで、もうちょっとよく説明しようかということ、長野県らしきかもしれませんが、こういう議論になっています。

いかがでしょうかということで、その辺のことも含めて、小林委員さんどうぞ。

#### ○小林委員

小林でございますが、付帯的な事項の記載ということでございますけれども、私、先ほど申し上げたように、合理的配慮の本人の、当事者に意思表示がない時点においても、例えば県、市町村、あるいは県事業所でしょうか、その改善に心がける、その項目と申しますか、これをぜひ、長野県の条例においても盛り込んでいただきたいと思うわけでございます。

行政のその、あるいは市町村、事業所の積極的なそういう、合理的配慮対応のその思想がございまして、本人の意思表示がなくても、より共生社会に近い社会に近づいていくのではないかという気がしておりますので、ぜひこの部分を三重県、それから福岡県のような考えを、私とすれば条例に盛り込んでいただきたいと思っております。

#### ○大塚座長

はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。福岡委員さん、どうぞ。

#### ○福岡委員

何か先ほどの発言と似たようなふうになってしまうかもしれませんが、今のお二人の委員の意見を聞いて、その事前的改善措置という言い方でいいのかわかりませんが、私、20数年前に、障がいをお持ちの子供さんの親御さんとよく会うときに、一番親御さんたちが憤懣やるかたないのは、一つは、その就学指導のときに本来意図した、本当はこの学校に通わせたいと思ったが就学指導委員でこの学校になってしまったと、しまったという言い方は何ですけれども、そういうことの、親御さんたちのその、何というのかな、ずっと引きずっていく、その不本意な思いというのは、随分、おつき合いしてきた

ような気がします。

それで、そういう流れの中から全くこう改善された、状態が全ての親御さんに納得されているかどうかわかりませんが、いろいろ、その乳幼児期からの健診から始まったかかわり、保育園の中での面談、その中で年長さんのころから、お母さんと一緒に就学相談の担当者がいろいろな学校を見て歩くというプロセス、そういう中で、結果として親御さんが、私は特別支援学校を選ぶということで納得しましたとか、いいと思いますとか、私はやっぱりという、そのプロセスの中で、やっぱりプロセスなんですよ。

唐突にここからこうなったから、ではテーブルを囲みましょうではなくて、そういうふう、一緒にこう伴奏者としてのプロセスでやってくる中で、結果として納得できたというふうな、それをこの、先ほど言った事前的改善措置という言い方でいいのかわかりませんが、何というのかな、そういうような文言を、そういうような文言と本当にあやふやですけども、そういうふうにか、何か表現を入れてほしいなと思うんです。

#### ○大塚座長

その考え方はよくわかりますので、事前的改善措置ということではないかもしれませんが、その心は十分、入れていくということで、はい。ほかにはいかがでしょうか、どうぞ。

ある意味で、ここはちょっと長野らしさを出すかどうかという観点でもあるわけですよ。全部、長く出したんだけど、特に付帯条件というところを何か、少し丁寧にするとここをこう、ああ長野らしさが出ているねというところだと思うんですよ、そのようにいかがでしょう。

先ほどからの、小林委員さんからも本人のその表明からだけではないということも含めてという、これまさに長野県らしさかもしれませんし、書いてと、いかがでしょう、よろしいですか、大丈夫ですか。

では、もしまた戻って・・・草間委員さん、どうぞ。

#### ○草間委員

その東京都のその事例が書かれていますけれども、建設的な対話という、その言葉でございます。この建設的な対話が不調に終わったときの、そのシステムというのは、いま現在はあるわけですか、ちょっとそこのところを。

#### ○和田企画幹

建設的な対話ですので、建設的な対話というのは双方の歩み寄りを求めるという形だと思います。

ただ、歩み寄りを求めた中で、両者が納得しないケースというのはあるかと思っています。もちろん私も障がい者差別推進員を置いていますので、一般的な相談はもちろん

できているんですけれども、それより先の、実効性を担保するようなあつせんだとか勧告だとか、公表という仕組みはまだ県としては持っていないというような状況です。

○草間委員

この、あれですよ、制度の中では罰則規定というのはほぼないと見ていいと思っているんですよ。

やはり、係りの一人の方に全てをとということでは、なかなか進まないんじゃないかと、この制度の中にも書かれていましたけれども、紛争解決のためのその協議会だとか、こう、その会を持って、その中でこのように決まりましたと、その担当者が一人しかなくて、その人がこういうように決めましたというようなことは、なかなかその解決というにはほど遠いし、重要なことでして、この県条例が普及するかどうかという、もうそれはそこにかかっていると言えるんじゃないかと思っているんですよ。

で、その関心を持たない方に関心を持ってもらうための支援委員の方をこう、サポートのできるような組織というのは絶対必要なのかなと、その紛争を幾つも重ねることによって、徐々に普及をしていくんじゃないかと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○大塚座長

おっしゃるとおりだと思っております。事務局、ありますか、先に。

○和田企画幹

また、それについては実は後ほどのテーマでありますので、またそこで、改めてコメントさせていただければと思っております。

○大塚座長

おっしゃるとおりでしょうか、おっしゃるとおりだと。

○草間委員

今、その東京都の建設的な対話とかの表現がいいなどは、私、個人的に思っているんですけれども、それをサポートするものが何もない時点で、やはりこの議論というのはちょっと無意味なのかなと思うわけでございます。

○大塚座長

そうです。この後ですね、紛争解決も含めて調整、調停とか、改善勧告だとか、そういうところの仕組みをどのように構築するか、担保するかということで議論になっていくと思いますので、そのときに議論して、またここに戻って、では合理的配慮の観点から、では建設的対話の観点から、ではこの仕組みでいいのかということをもう一度議論してとい

う、多分、福岡さんに出していただいた事前的な改善のことは、もしかしたらこれ仕組みも含めてあったほうがいいので、どういう仕組みだったらそれがなり得るのかということなので、多分、その言葉だけのことではなくて、今度は実際に結果として出して、どういうふうに動かしていくかという仕組みの話になっていくと思いますので、そのとき、少し深く議論していきたいというふうに思っております。

仕組みがなければ、お金というのがもちろんなので、ありがとうございます。いかがですか、よろしいですか。

ではそれでは、ここで一つということで、次の論点6、7、7ページですけれども、「県民」・「事業者」の役割、(責務)について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○和田企画幹 論点6、7の説明

##### ○大塚座長

ありがとうございます。論点6、7で県民、あるいは事業者の役割ということ、それから最後に障がい者、あるいは障がい者団体の役割ということまでご説明いただきました。

これについてのご意見を広くご自由にとということで、先ほどの関連もありますけれども、県民の役割をどうするか、事業者の役割をどうするかということなんですけれども、県民ですよ。どうぞ。

先ほどの何人ということとの関係もあるかもしれませんが、何人と県民は違う文脈でつかむかもしれませんが、事業者のことも含めて広く取ると、一番大きなところである外延は何人も、県民だれであってもということかもしれませんが、その中に事業者も含めて入れてしまうのか、あるいは異なるところで議論していくのか、別にとということにするのかということも含めてあるとは思うんですね。

多分、両方考え方があってそれぞれの理由があると思いますし、あるいはメリット・デメリットがあるだろうし、どちらがふさわしいかということも含めて、その必要性、必然性ということも含めて言っていただくといいのかなと思っています。

同一であったほうがいいと思う人はいらっしゃいますか、別々に書いたほうがいいと、どちらからでもいいんですけれども。

福岡さんからいいですか、どうですか。どちらでも、伊藤さん、伊藤委員さんどうぞ。

##### ○伊藤委員

私は別々に書いたほうがわかりやすいかなと思います。

一つは、一個人として何ができるかを考えるとそんなにできないだろう、あいサポート運動という話も説明がありましたけれども、目の前に困っている人がいたら手を差し伸べましようというのが多分、基本的な部分なのかなと。

組織とか集団とか、グループになると、また、多分全然違う意識になるので、目の前に

困った人がいたら、何らかの形で手を差し伸べましょうということが、やはり一番必要になるのかなと思いますので、私は全部分けてしまったほうがわかりやすいと思います。

○大塚座長

わかりやすいというご意見ですね。はい。

ほかに、まず永松さん、次、小林さんで、永松さん、お願いします。

○永松委員

分けるという結論では伊藤先生と同じなんですけれども、10ページの論点整理のところの3点目あたりになるんですが、前回の事務局からのご説明の中で、やっぱりトラブったときの介入の難しさが、やっぱり今回の条例をつくるというものの背景になっているというお話を受けると、やっぱりその今の現状、介入が非常に難しい、調停が難しいということ解消するためには、やっぱりここにあるように必要な措置を講じるという観点から、やっぱり事業者等の役割にこう、しっかりとかかわっていける形のほうが、要するに分けて分離しておくほうが実効性があるかなという、そういう理由です。

○大塚座長

はい、ありがとうございます。理由も含めていただけるとわかりやすいかなと思います。

むしろ一緒でもいいというご意見があれば、それはまたどうですか。小林委員。

○小林委員

小林でございます。この事業者をどういうふうに捉えるか、どういうふうに解釈するかということにかかわってくるかなと思うんですけれども、先ほどの何人ということにこだわれば、県民の中には事業者も当然、含むのではないかと私は思っております。

県民も、これ慈善事業も含めて、あるいは法人格を持った事業者、自然人はいわゆる人権、人格を持っているわけでございますが、法人として的人格を持った組織、法人格を持たない団体についてはどう扱うべきかと、さっき何人もとかのところで論議になった、その辺との絡みでどうすべきかが必然的に答えが出てくるんじゃないかなと、私は思っています。

私とすれば、特に分ける必要はなく、県民で事業者も当然含むのではないかと理解します。

○大塚座長

ありがとうございます。そういうご意見ということで、むしろ同一ということではないかというご意見です。あとはいかがでしょうか。

あとはもう少し、分ける・分けないもありますけれども、役割とは何かということも含

めてどこまで書くかということがあると思うんですね。その議論もしたいなと思ってます。どのくらい詳細にいっぱい書くかということもあるし、福岡委員さん、どうぞ。

○福岡委員

まだ、早いですか。

○大塚座長

どうぞ、いいですよ、いいですよ。

○福岡委員

事業所の果たす役割とか、例えば鳥取県なんかだと障がい者が利用しやすいサービスを提供して書いてありますが、私はやっぱり、何というんだろう、障がい者の前にピープルファーストだとか、障がい児の前にチャイルドなんだということをしっかりと施策で反映できるような表現をもっと踏み込んで書いてほしくて、本来、児童発達ではなくて保育園にいるべきだとか、本来は放課後等デイサービスではなくて、児童館で過ごすべきだとか、本来は就労継続のBとか、そういったところの、それは、それも必要な取り組みですが、むしろ本来の職場で働けるような応援をしていくとかという、その事業者が本来の場所でその方が過ごせるためのアウトリーチというか、こう、何と言うんだろう、例えば児童発達の事業者がここに来るんじゃなくて、保育園であなたは頑張りなさい、そこに我々は環境づくりとか、保育士への対応力の向上とか、支援に入りますからとか、あるいはこう、学齢児にせっかくクラスで一緒にやっている子供たちが、放課後になると児童館に行く子と車に乗せられて放課後等デイサービス行く子がいますが、本当は放課後等デイサービスに来るのではなくて、もし児童館で大変だったらば、放課後等デイサービスのスタッフがそういう事業を持っているわけですから、児童館に行ってそこで過ごせるような応援をしていく、それは働くでも一緒だし、暮らしでも一緒だと思うんです。

だから、長野県だったらそういうところまで踏み込んだ事業所のあり方とか、ピープルファーストなんだとか、チャイルドファーストだというようなことを打ち出してほしいなと思っています。

○大塚座長

ありがとうございます。他県の例を見ると、事業者の役割というのは、共生社会の実現とかに主体的にかかわれとか言ってくる、抽象的なんですよね。それだとやっぱり具現性がないと、もっと具体的に、そもそもその共生社会、ソーシャルインクルージョンがめざすべきものなんだから、事業者もそこを目指してきちんとやりなさい、それが目標なんだと、役割なんだということをどこまで書けるかというご意見だということですね。ほかにはいかがですか、長野県らしいかもしれませんが。

そうなんですよね、全体のトーンとしてどこまで具体的なものを入れながら書くというのがもちろんあって、リアリティのあるものとしての条例にするかと、だからといって、その限界もあるわけですけども、そこを含めて、今の各県のは少し抽象的過ぎるという印象はあるんです。何を言っているのかわからない、当たり前のことを言っているだけなので、あまり具体性がないということを含めて議論をしていく必要があるかなと、もうちょっと具体的なものとしたり、イメージできるようなものとしての条例であつてもいいのかなというふうに思いますけれどもいかがですか、広く、どうぞ。

県民の役割もいかがですか、一緒にするとかは別にしても、県民の役割というところでも議論も、抽象的になってしまうんです。

はい、すみません。池田委員さんどうぞ、すみません。

#### ○池田委員

池田です、お願いします。長野県はあいサポートをずっとやってきたんですけども、私、あいサポートが始まって、3回まで大会、ずっと参加したんですね。

鳥取県でやっているの、それで長野県に持ってきて、長野県はその啓蒙用のDVDビデオ、鳥取県のもをそのまま使っていたんですよ。その中にちょっと、ひっかかるところが2つ、3つありまして、当時の担当者にもお願いしたんですが、まだ全然変わっていないみたいです。

県の担当者の人が、我々、北長野ユニバーサルデザイン研究会というところに勉強会に来てくださりまして説明をしていただいたんですが、全然、腑に落ちないんです。私どもが聞いていて何を言いたいのかなというような、わからなくて、あいサポート運動のレベルをとっても心配しています。

これをもし事業所に行つて、例えば私どもの会社に来て職員に説明しても、多分、職員から総スカンくうだろうなと。そんなこと分かり切っているわよと、私たち毎日やっているわよと、多分、福祉事業所の人間は言うと思うんですね。

やっぱり長野県があいサポートを、もし、この条例の中に文言として残すのであれば、やはり今までのやり方をちょっと変えて、根本的に、本当にそこで相談に乗って、本当に福岡さんたちの人たちと地域でやりあえるような、相談員さんが啓蒙活動して下さるのであればいいんですけども、ちょっと、今までのレベルでやられたんじゃ、ちょっとかなわないなと。

ですから、そこに県民の役割というところも、長野県が一体、どういうものを求めているのか、やっぱり今までのやり方もちょっとこう、見直しながら考えていただきたいと思っています。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。あいサポート運動、ちょっと私はよくわからないでやってみる

ということだけしか、鳥取はもう少しの例として内容的には、大体イメージはつくんですけども、では今までの経過と今の状況の中に今後入れるとすれば、それが果たす役割はどうかということを含めて少し議論をしておいたほうがいいし、根本的な内容が変わらないと、ちょっと入れられないということであれば、そこの議論もあると思いますので、はい、そのあいサポートの取り扱い、位置づけというものを少し整理しておく必要があるかなど、それによって文言としてどう判断するかということになると思います。

はい、ほかにはいかがですか、どうぞ。教育の部門はどうなんですか、永松先生、教育の部分だと県民とか、あるいは事業者、学校は行政なのか、そういうことも含めて。

#### ○永松委員

そうですね、ちょっと今の議長さんの振りには答えていないかもしれませんが、私、福岡さんが先ほどご発言された、やっぱり基本的に今回の条例というか、親の条例のほうもそうなんですけれども、やはり共生社会の実現というのが前段階としてあって、そこで生じるであろうさまざまなあつれき、それから差別であったり合理的配慮がこう欠如していたり、で、そこをどう保障していくかというこのストーリーが、やっぱりどこかできっちりと述べられていないと、これは前文になるのか、どこになるのかわからないんですけれども。

学校のやっぱり抱えている問題というのは、まだまだ底のレベルにあって、例えば特別支援教育という特定の場所、正直なところ、特定の場所で特定の専門的な教育が行われるという、まだまだ過去の姿を残していますので、そうじゃないんだということから、やっぱり学校は理解していかなければいけなくて、ですから、そういう意味ではうまくこの新しい条例にソフトランディングしていくような何か、福岡さんはチャイルドファーストと言葉でおっしゃっていましたが、そこをちょっと述べていただくと、学校は本質がどこで、そしてこの条例というのはどこに位置づくのかわかりやすいのかなというような、ちょっとお話をお聞きして感じていたところです。

#### ○大塚座長

なるほど、はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか、どうぞ。

今のお話は、多分、共生社会を、長野県の考え方でもあるわけですので報告書も出ていますので、前文に持ってきてストーリーをつくるということだと思うんですけれども。

共生社会の実現というのは、何となくはこう、最初の前文に入るんだけど、その精神がずっと一貫して個々の項目の中にきちんと入って、全部成り立たせられるかどうかというのが肝だと思うんですよ。

何となく最近、共生社会をうたって、ではまあということで、いつの間にかよくわからなくて同じような動きになる、それではちょっと残念なので、それぞれの項目の中に、共生社会を目的としたときの合理的配慮だし、あるいは差別の、不当な差別の解消だしとい



うことをきちんと言えるかというところが肝かなと、そのための建設費は大変かもしれないしという話になるでしょうけれども、いかがでしょうか、池田委員さんどうぞ。

○池田委員

前回は申し上げたんですけれども、私の認識では、県ではとてもインクルーシブ社会という使い方を嫌ってきたと思うんですね。特に教育の分野では、インクルージョンという言葉、かなり学校の先生たちから抵抗があったと聞いています。

先ほど福岡さんがおっしゃったような、チャイルドファーストというような概念と、インクルージョン、インクルーシブ教育とどんなふうになるのか、ちょっと福岡さんからもコメントをいただいたり、県がなぜこの言葉を今まで嫌ってきたのか、なぜこの共生という言葉ならいいのか、ちょっとその辺はですね。この辺できちんと整理しておいていただきたいと思っています。

○大塚座長

しますか。何かちょっとわかるような気がしますね。共生というと何となく、共生だからということに納得してしまうといいんだけど。

○福岡委員

自分は、人は仲よくしろというから仲よくなるんじゃないなくて、一緒にいる環境が保障されて、その中で一緒にいる中で認め合っていくという、やっぱり最初言ったプロセスの結果だと思うんです。

それで、私はもっぱら放課後等デイとか、児童発達や保育園のところばかりの仕事をしていますけれども、圧倒的に多くの子供たちは児童発達に行かなくても、保育園の場所でしっかりとクラスづくりと、本人の適正を見きわめた対応をしていけば、適応障がいにならずに、むしろ本人の特性がクラスの活動に、むしろバージョンアップしていくんですよ。そのときに、クラスのこの子いるから困るじゃなくて、この子の出したアイデアでもっとおもしろい遊びになったという事例をたくさんつくってきているんですよ。

こうなってくると、仕方がないから共生ではないんですよ。やっぱり居てくれるといいんですよ、やっぱり。それはやっぱり、小さいころから、何というんだろう、本当は本来の保育園でとは言っても現実には難しいから、我々事業所がその本人の特性がわかった人間が入ってられる、ほかのお友だちも一緒に居てられるというクラスをつくるからねとか、それは放課後の過ごし方も学校の過ごし方も、そういうようなプロセスを経ていく中で、結果として共生というだけのことであって、そういうプロセスがない中で、幾ら共生といったところで、結局、何か上のほうから差別しちゃいけないって言うんだってとか、一緒になれと言うんだってということの話で終わってしまいますよね。

そうすると、私はその先は訴訟社会になるだけだと思うんです。だから日本人って、隣

近所の境界争いだって裁判にしたら終わりなわけでしょ。それはアメリカでも、よく知らないけれども、諸外国の訴訟社会は、そういう意味で青木先生のほうが実情をよくご存じかもしれませんけれども。

日本はそうじゃなくて、もう訴えたらもう関係は終わりなんですよ、日本って。でも、今はそういう社会がすごく太ってきていて、でも、本来の共生社会というのはそうではなくて、そう行かないため、ための地域づくりをどうするかだと思うんですよ。それはもう生まれたところから、保育園から学校から始まっているので、そこを現実的に保障しない中で共生社会という言葉を使うと、やっぱりトートロジー（無意味な反復）というか、同義反復ばかりする文言になってしまうと思うんです。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。共生社会という言葉一つ、目標であったとしても、あるいは現実だったとしても、どう考えながら入れていくかというのはちょっとまた議論していきましょうか。

もう一つ皆さんのお手元に、障がい者団体の方たちの話が出ていました。団体の方たちの役割ということですね。障がいのある方自身、11ページです。障がい者、あるいは障がい者団体の役割ということで、今日はお見えになっている方たちも多いので、ここをちょっとご意見をいただいたほうが後でいろいろな、また発展的に議論できると思いますけれども、いかがでしょうか。団体の方としての役割、あるいは当事者ということもあるかもしれませんけれども。

小林委員さんとか、草間委員さんだとか、池田委員さんどうですか。

#### ○草間委員

草間でございます。障がい者団体の役割というのは、障がい者団体、みずから当事者の訴えにより介入をしています、いま現在。で、そのトラブルで解決ができなかったことはありません。

やはり、主にその企業との、企業とそこに働く、その障がいをお持ちの当事者との間のそのトラブルでございますけれども、ほとんどの企業は、私たちが、この方にはこのような合理的配慮をしていただきたいですということ、100%受けてもらって解決をしています。ただ、そういう事業者ばかりではないことも事実です。

その問題の事業者というのは、補助金をもらって、障がい者を格安に使ってというような、その合理的配慮のごの字もないんですよ。格安に障がい者を使ってという、そこだけなんですよね。

やはり肝心なのはその辺にこう、十二分に対処のできるような、その県条例がいいのかなど、ちょっと矛先が変わってしまいましたけれども。

その障がい者団体としましては、やはり行政とかほかの支援者、圏域のその相談支援セ

ンターとかがありますけれども、その方たちに任せていたら一向に進まないなという思いがあります。特に知的、発達障がい、精神のその関係は人との関係の中で起こってくる、その障がいでございます。

支援者が、その精神障がい者のストレスがかからないその対話の仕方というのを知っている方って本当に少ないし、支援が、それで支援ができるのかという、その思いは私は抱いていますけれども。その点も障がい者の家族会が、やはりある程度かかわっていかないと進んでいかないのかなという思いはしております。以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございます。今のはいかがでしょうか。小林委員さんどうぞ。

○小林委員

小林でございますが、この11ページに群馬県、香川県、秋田県という条例について、その役割について盛られている例が出ておりますが、私は身体障がい者の部分の代表者として市と県と両方にかかわっていますけれども、団体としては、この障がい者の障がいとか、それからその理解促進を図るような活動というのは、これも当然のことで、条例に盛られなければ責務として行われたい、行わないというのはおかしなものでございますので、別に条例に盛り込まなくても結構ではないかと。

むしろ、そういうことが盛られますと、そういう努力を怠っている団体が多いのかなという印象を県民の方に持たれては困ると思います。

○大塚座長

いかがですか。これ当然なんですけれども、障がい者団体はみずから活動しながらその力を発揮して、障がい者差別解消法などに取り組むと、施策に協力するということがあったんでしょけれども、何かちょっと違うような気がするんですね。

障がい者団体がまさに主体的に、この条例の中で活躍できる場をつくっていくんだと、もうリードしていくんだというような力強いメッセージというか、団体のこのエンパワーメントというか、そういう力があるんだというところでやっていって、何か行政に協力しながらその役割を果たしていくぐらいでいいのかなと、ちょっと残念で、もっと、もっとすごい力があるぞという、どうぞ草間委員さん、いかがでしょうか。

○草間委員

草間ですが、私的には、今の議論なんですけれども、障がい者の、障がい者団体の役割についてということなんですけれども、小林委員さんが言われた、その意見と同じなんですけれども、やはりそもそもこのようなものが必要になったのはどこからかということを見ると、やはりこれは国が育み、しっかり教育を使って育ててきた結果だと思うんですね。

ですので、やはりその障がい者団体のその役割についてというような、項目をつけるとすれば、行政の役割についてということについても、大いにご検討をいただきたいと思うわけでございます。以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。あとはよろしいですか。

もうちょっと時間がありますので、では、今日の予定はこの障がい者団体の役割ということで、もう少し次がありましたけれども、論点8-1、仕組みづくりということもありましたけれども、ちょっとこれは困難なので次回に回すということにしまして、あと10分くらいは、全体を通してもう一度振り返ると、その中においてさまざまな議論がありましたけれども、全体の中においてもう少し、言い足りないことや、今となってみれば、あのことについてはこういうことが言えるということも含めて、ちょっと振り返りということで、ご議論をいただきたいと思います。はい、小林委員さんどうぞ。

○小林委員

小林でございますが、先ほど教育の部分でございまして、インクルージョンという言葉が飛び交っておりましたけれども、そうすると、ここの分科会の中で、特別支援学校のあり方についても論議していくということになっていくんでしょうか。

○大塚座長

どういう取り扱い、そのもののテーマではないですけども、でも条例にかかわるといふことについてはやっぱり議論しなければならないので、学校教育についてのインクルーシブ教育をどう議論するかということではないと思いますけれども、条例にかかわることの関連性において、何か整理が必要だということでもいいんでしょうか。ちょっと事務局、もしもあったら、いいですか。

○和田企画幹

もちろん教育の中身について、この分科会で議論するという事はないと思っております。条例全体としての、その、どういう方向性でという部分でもし必要であれば議論をいただくという形で、そのために実は、冒頭でもご説明をさせていただいたんですが、ある程度、テーマを絞って集中的に議論する項目をつくって議論していったらどうかというご提案をさせていただいたので、委員の皆さんのご要望のものについては、やや集中的に議論させていただければというふうに思っています。

○小林委員

わかりました。

○大塚座長

いかがでしょうか、あともう少しありますので、全体を通してということで、皆さんのご意見をいただければというふうに思っています。伊藤委員さん、どうぞ。

○伊藤委員

今のご意見に関連してになると思いますが、やはり理念として、本来あるべき姿みたいなものはどこかにしっかりと記載をすることなんだろうなと。

福岡委員もおっしゃったようにやはり、本来はこういうあるべき姿があるんだけど、今はまだ崩れているというあたりは、しっかりと記載をしておくこと。どこまで書くかはともかく、特別支援教育の現状はこうなっていて、まだ本来あるべき姿ではないと。

やはり小さいときから、ある意味、多様な人たちが一緒に学んでいる環境というのはやっぱりすごくいいことだと思いますし、そういう環境というのは、多分、世界を見ても、日本ってちょっと特殊なのかなと思いますので、本来あるべきものというのをどこかに記載をすることがいいのかなと思います。

東京都の条例にあるようにその建設的な対話というのも、いきなり合理的配慮というところに行く前の段階で、やはりしっかりと対話をするんだと。

繰り返しになりますけれども、先ほど引用したのが、どこでしたか・・・福岡県のその事前的改善措置というのを選ぶ段階からやはり、ご本人はなかなかすぐには選べないし、物を言わない障がいのあるは多いので。その段階から、例えば障がい者団体さんになるのかどうか分かりませんが、一緒に寄り添いながら伴走するような人が、今はないわけですが、そういう人がいて、適切な、その本人の代弁者みたいなものを置いていくということも必要なのかなと思いました。以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございます。相談支援も、また一時期では変わるかもしれない。草間委員さんどうぞ。

○草間委員

伊藤委員さんのほうから、その合理的配慮を出す前の段階でというお話でございます。

精神障がい者がパワハラを受けていた。もうその言葉で行かれなくなっています。そのようなときに私どもが行って何を話すのか。このような制度がありますので守っていただきたいと、そこから入るんですよ、もう既に、建設的な対話、何もかもないんですよ。事は切実なんです。ということだけ、そういう事例もあるということを知っていただけたらと思います。以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。あとはいかがですか意見としては、永松委員さんどうぞ。

○永松委員

すみません、学校関係のことが出ましたので、それについて、これ私の個人的な意見、当然ながらなんですけれども。

今回のここの議論の中での関わりでいくと、特別支援学校のあり方に論ずるのではなくて、これはもう完全に通常の学校教育のあり方について論じなければ、もう土俵が違うぞという、そしてもう一つは、これは国と云えばいいのか、文部科学省と云えばいいのか、国はインクルーシブ教育については、インクルーシブ教育の推進という言葉はめったに聞かなくて、インクルーシブ教育システムの構築、仕組みはつくっても、では、どこにその人たちの、人々の動きがあるのかというのが全く見えない説明しか、がんとしてしないという、そういう、なかなか難しい側面もやっぱり踏まえた上で、長野県としてはどう、学校を含めて、社会のありようを論じていくのかということところがちょっと私もこだわりたいなと思います。

○大塚座長

わかりました。その心をどう入れていくかということですか、単なる共生ではなくて、はい。あとは全体としていかがですか、いいですか。

一応、16時15分ということで終わりですよろしいですか。なっておりますので、あと3分ぐらいありますが、もしなければ事務局にお返しして、今後の日程等をお願いします。もし皆さんのほうで最後、ここはということがもしあったらいかがでしょうか。大丈夫ですか。

はい、それではそろそろ時間ということなので、15分目途ということなので、今後の日程等、あるいは連絡事項について事務局からご説明していただいて終わりにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(4) その他

(古海担当係長)

○大塚座長

ありがとうございました。皆様のご協力のもとで分科会、スムーズに終わりました。今後もよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○事務局

大塚会長、また委員の皆様方には、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

閉会にあたりまして、大月健康福祉部よりお礼を申し上げます。

○大月健康福祉部長

長時間にわたり熱心なご議論、本当にありがとうございました。

実際の現状も、具体的な事例も入れていただきながら、またあるべき姿という議論をしていただきまして、私どもしっかり受けとめながら、このスケジュールをしまいりたいと考えております。引き続きよろしく願いいたします。

4 閉 会

○松原企画幹

以上をもちまして、第2回障がい者権利養護専門分科会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。